

令和 8 年度古賀市合同会社説明会事業委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 8 年 8 月

古賀市建設産業部商工政策課

1 プロポーザルの概要

(1) 目的

近年、当市の基幹産業である製造業や運輸業を中心として人手不足の問題が顕在化している。現在、市内の複数地域で進行している産業用地の開発により、今後多くの企業の立地が期待される一方、進出企業や既存の市内企業が将来にわたり事業を継続するためには、安定的な人材確保が不可欠である。

本事業では、市内企業の人材確保及び学生を中心とする求職者の市内就職の支援を目的として、「合同会社説明会」を実施する。

(2) 業務概要

① 事業名 令和8年度古賀市合同会社説明会事業委託

② 履行場所 古賀市内

③ 業務内容

「令和8年度古賀市合同会社説明会事業委託特記仕様書」（別紙1）のとおり

※仕様書の内容は現時点における予定であり、審査後、受託候補者からの提案を受ける中で変更する可能性がある。

④ 業務期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

⑤ 提案上限額 2,000千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格の要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

(1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和7年・令和8年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」（サービス）又は（その他役務）に登録されている者であること。

ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。

(3) 古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

(5) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

- (6) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

項 目	日 時
プロポーザル実施の公表	令和8年8月3日（月）
質問書受付期限	令和8年8月10日（月）16時まで（必着）
参加申込書提出期限	令和8年8月14日（金）16時まで（必着）
質問回答日	令和8年8月17日（月）までに回答
企画提案書等提出期限	令和8年8月21日（金）16時まで（必着）
書類審査結果通知	令和8年8月28日（金）までに通知
プレゼンテーション審査	令和8年9月8日（火）（予定）
受託候補者選考結果通知	令和8年9月14日（月）（予定）
契約締結	令和8年9月下旬（予定）

4 提出書類等

- (1) 提出書類及び提出部数

次の①～⑥の書類を提出すること。ただし、⑥は必要な場合のみ提出すること。

提出書類名		様式	提出部数
			正本
①	参加申込書	様式1	1
②	会社概要書	様式2	1
③	業務実績書	様式3	1
④	企画提案書 （業務実施体制・業務工程表を含む）	様式4及び 任意様式	1
⑤	見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式	1
⑥	質問書（質問がある場合のみ）	様式5	1

※提出書類の様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

- (2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・「令和8年度古賀市合同会社説明会事業委託特記仕様書」（別紙1）の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。

(3) 提出方法

提出書類は書類及びデータにて提出すること。書類は持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古賀市商工政策課へ提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の9時から16時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、提出期限に必着のこと。郵便事故等により提出期限までに書類が到着しなかった場合、市はその責めを負わない。
- ・データは、電子メールにより古賀市商工政策課へ提出すること。

(4) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書：令和8年8月14日（金）16時必着
 - ・企画提案書等：令和8年8月21日（金）16時必着
- ※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

5 質疑応答

(1) 質疑に係る提出様式

質問書（様式5）

(2) 提出期限

令和8年8月10日（月）16時まで

(3) 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問は不可。

(4) 提出先（古賀市建設産業部商工政策課）

E-Mail：k-shien@city.koga.fukuoka.jp

(5) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和8年8月17日（月）までに電子メールにより行うものとする。ただし、質問の内容が企画提案書等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断した場合は随時回答を行う。

質問書の提出がなかった場合、回答は行わない。

6 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は書類審査、プレゼンテーション審査に分けて実施する。

令和8年度古賀市合同会社説明会事業委託選考委員会を設置し「令和8年度古賀市合同会社説明会事業委託公募型プロポーザル審査基準」（別紙2）に基づき評価する。

(1) 書類審査

- ・書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者宛てに電子メールにより令和8年8月28日（金）までに通知する。

- ・書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和8年9月8日（火）（予定）
（該当者には別途メールにて通知）
- ② 会場：古賀市役所内の会議室（福岡県古賀市駅東1丁目1-1）
- ③ 時間配分：事前準備5分、説明15分、質疑応答10分
※時間は予定のため、前後する場合がある
- ④ 内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
- ⑤ その他留意事項：
 - ・令和8年8月21日（金）までに提出した企画提案書を用いて説明すること。
 - ・説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
 - ・市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備すること。
 - ・審査会場への入場者は3名以内とする。

(3) 受託候補者選考結果通知

審査の結果については、令和8年9月14日（月）までに、様式1に記載された担当者宛てに電子メールにより通知する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。ただし、合計点数の平均が審査基準（別紙2）に定める基準に満たなかった場合はその限りでない。

また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約日

契約日は、令和8年9月下旬（予定）とする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (5) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的以外では使用しない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市商工政策課へ連絡すること。
- (7) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (8) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類・データ提出先）

古賀市 建設産業部商工政策課事業者支援係 村瀬・小幡

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : k-shien@city.koga.fukuoka.jp

電 話 : 092-942-1176 / FAX : 092-942-3758